



北区教育委員会事務局学校地域連携担当課
北区子ども家庭部子育て支援課

わくわく☆ひろば

※「わくわく☆ひろば」は学校管理外の事業です。北区教育委員会事務局と子ども家庭部の責任のもと管理運営しています。

『わくわく☆ひろば』は、放課後や夏休みなどの長期休業期間に、子どもたちが専任の指導員や地域の大人たちに見守られ、ふれ合いながら、安心して伸び伸びと過ごせる活動場所、生活の場です。学年を越えた交流を図り、宿題や復習などの学習活動、体験学習、校庭での遊びやスポーツなどが体験できます。

運営方針およびプログラムは地域の方や保護者の代表の方で構成する『わくわく☆ひろば実行委員会』ならびに『スタッフ会議』で決めていきます。

なお、平日・土曜日の校庭開放は『わくわく☆ひろば』に統合するため実施しません。日曜・祝日は今まで通り実施します。

①対象児童及び利用時間等

	一般登録		学童クラブ登録	
	1年生～6年生	学童クラブ特例利用(4年生～6年生)	1年生～3年生	
対象児童	当該小学校の1～6年生の児童 当該小学校通学区内に居住する私立小学校等の児童	保護者が就労等で放課後等に留守になる家庭の4～6年生までの児童 ただし、5～6年生は、保護者が週3日以上就労かつ利用児童が週3日以上利用	保護者が就労等で放課後等に留守になる家庭の1～3年生までの児童	
実施日	日曜・祝日・休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日 学校行事等により休みの日もあります			
実施時間	平日	授業終了後～17時 (11月～2月は16時30分まで)	授業終了後～17時30分	授業終了後～18時
	学校休業日	9時～12時 13時～17時 (11月～2月は16時30分まで)	9時～17時30分	8時45分～18時
	土曜日	9時～12時 13時～17時 (11月～2月は16時30分まで)	9時～17時30分 (別に土曜日育成の申請が必要)	8時45分～17時30分 (別に土曜日育成の申請が必要)
	(土曜授業日は授業終了後から実施)			
出欠確認等	【低学年】利用カードによる参加確認 【高学年】参加カードによる自己管理	児童名簿及び特例利用カードによる出欠確認	児童名簿及び連絡帳による出欠確認	
帰宅時刻	特になし(自由帰宅) ※帰宅時刻に声かけが必要な場合は利用カードにてお知らせください(低学年)	原則、17時30分 ※終了時刻より早い帰宅は、特例利用カードに帰宅時刻を記載して連絡します。	原則、入会時届けた退室時刻 ※上記以外の場合は、連絡帳に帰宅時刻を記載して連絡します。	
登録期間	登録の日からその年度の末日(3月31日)	利用承認日からその年度の末日(3月31日)		
利用開始日	4月または5月(予定)	4月または5月(予定) ※利用開始までの間は児童館で対応予定	4月1日	
一般登録との併用		一般登録が必要です。 ※一般登録で利用する場合は、学童クラブ特例利用は欠席扱いになります。	学童クラブ登録をしていれば、一般登録をしなくても活動に参加できます。 ※一般登録で利用する場合は、学童クラブは欠席扱いになります。	
実行委員会(予定)	実行委員長(地域の代表)、委員(学校、児童館、PTA、町会・自治会、青少年地区委員会、青少年委員、民生委員、児童委員、地域スタッフ代表、行政、その他)			
運営体制	○マネージャー(児童館長)1名 ○わくわく☆ひろば担当職員1名(※) ○地域リーダー(地域の方)(※) ○児童指導員(児童指導、安全管理等)4名:学童職員2名、区非常勤2名(※) ○地域スタッフ(※) ○放課後コーディネーター(学校、地域、行政との連絡調整)(元小学校長、児童館長等)1名		(※)委託の場合は、委託事業者が担います。	

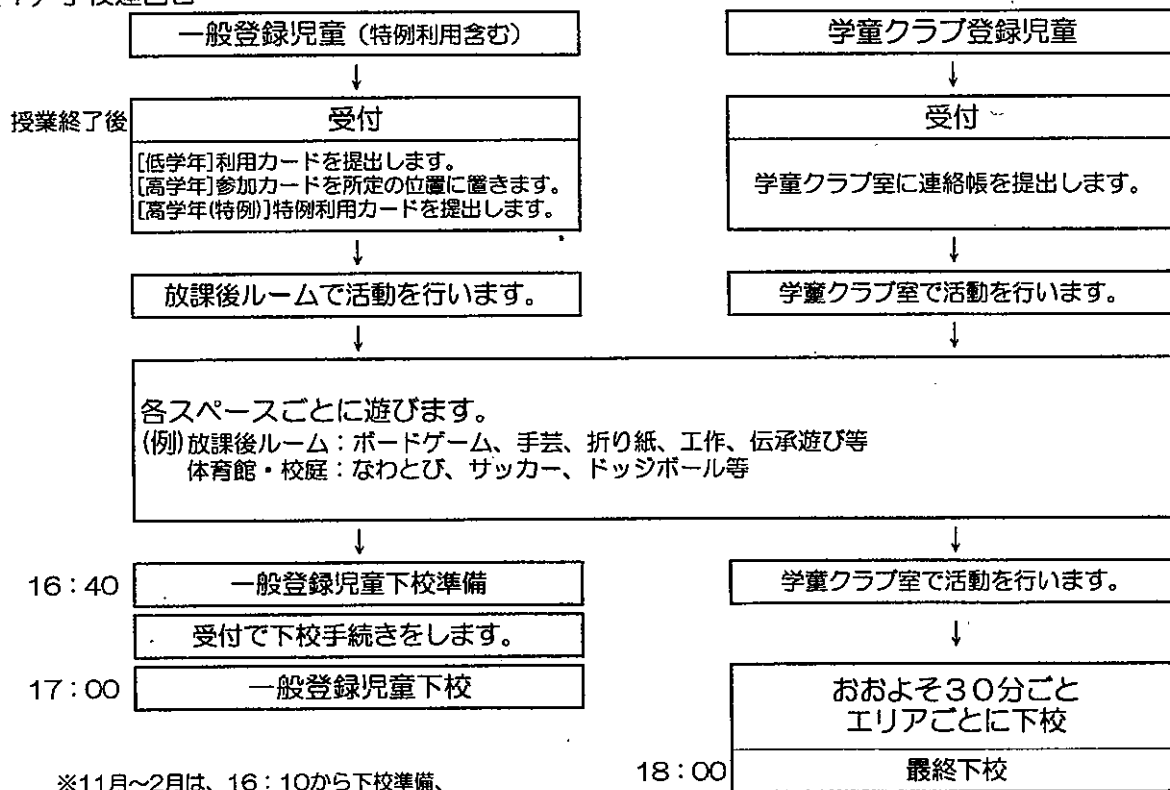
※内容は平成27年9月末現在のものです。一部変更となることがあります。

②申し込み方法及び保護者負担金

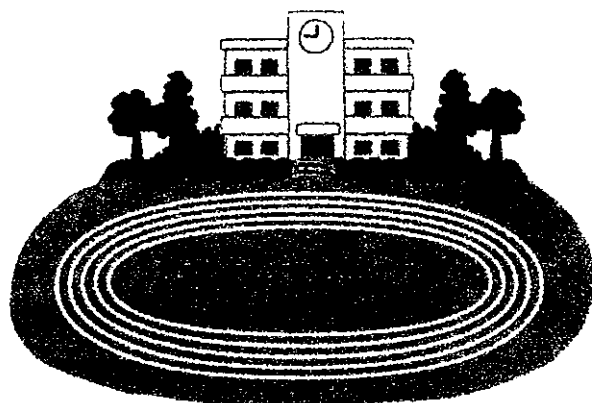
	一般登録		学童クラブ登録
	1年生～6年生	学童クラブ特例利用(4年生～6年生)	1年生～3年生
申し込み	利用する年度ごとに申し込みます。 3月または4月中に一斉登録日を設けます。その後は随時申し込みができます。 年度途中の申し込みは、わくわく☆ひろば受付で行います。(申し込みの日から利用できます。)	学童クラブ特例利用及び一般登録の申し込みが必要です。 利用申請書と勤務証明書等を提出します。(審査のうえ決定) ※一般登録については同左。	現学童クラブへ直接申し込みます。 利用申請書と勤務証明書等を提出します。(審査のうえ決定)
保護者負担額	保険料 児童一人当たり500円/年 ※保険料は、申し込み時に納付してください。 ※年度途中で登録を取りやめても、納付した保険料は還付いたしません。		育成料 5,000円/月 おやつ代 1,500円/月

③ 1日の活動(イメージ)

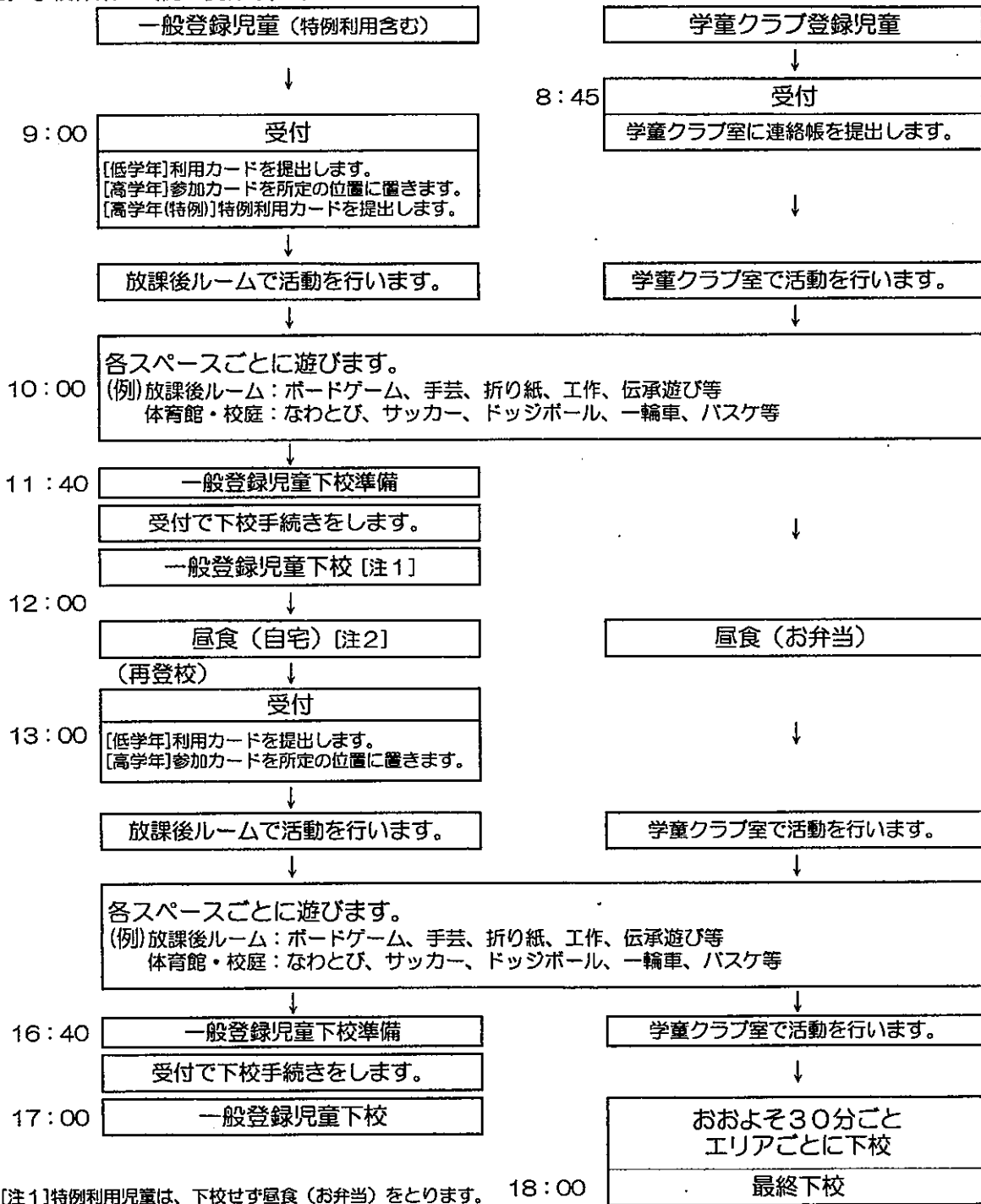
(1) 学校運営日



※11月～2月は、16:10から下校準備、
16:30下校です。
※内容は平成27年9月末現在のものです。



(2) 学校休業日 (例: 夏休み)



[注1] 特例利用児童は、下校せず昼食 (お弁当) をとります。
[注2] お弁当持参申込のある一般登録児童は、放課後ルームで
昼食をとることができます。※原則、自己管理です。
(家庭で食事をしていただくことが原則です。)

※11月~2月は、16:10から下校準備、16:30下校です。
※内容は平成27年9月末現在のものです。

(3) 行事・イベント

毎月発行する「わくわく☆ひろばだより」に掲載します。
季節の行事などを取り入れていく予定です。



④ 活動中の万一のけがや病気について

児童指導員や地域スタッフによる応急手当をいたします。
 応急手当の範囲を超える怪我や病気の場合には保護者へ連絡し、病院で受診する等必要な措置を講じます。

⑤ 保険（一般登録児童用） ※学童登録児童については学童クラブの保険で対応します。

「わくわく☆ひろば」は、学校の管理下ではありませんので、既に学校で加入している保険は適用されません。
 そこで、万一の備えとして、傷害・賠償責任保険に加入します。この保険は、「わくわく☆ひろば」に参加中やご自宅までの間の事故や怪我等に対応するものです。なお、帰宅途中に寄り道をした場合の事故や怪我等は、保険の対象外となります。

保険料は児童1人につき年間500円、保険期間は翌年の3月末までです。（年度途中での加入も同様です）

(1) 補償内容

傷害保険	死亡	500万円	特約：急性心疾患・細菌性食中毒・熱中症等
	後遺障害（最高）	500万円	
	入院（日額）180日限度	3,000円	
	通院（日額）90日限度	2,000円	
賠償責任保険 （補償限度額）	共通限度 1事故2億円 免責無し		特約：人格権侵害、初期対応費用 100万円限度 管理財物補償 500万円限度 被保険者間交差責任保険

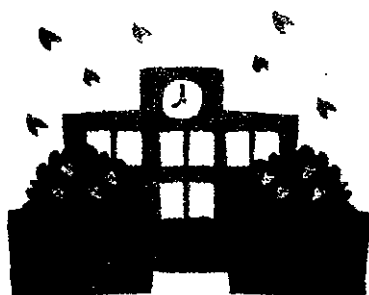
(2) 適用事例

《傷害保険》

事故時の活動	事故の状況
スポーツ活動中のケガ	ボールで遊んでいて、ボールにつまずき転倒し、ケガをした。
	鬼ごっこをしていて、転倒し、ケガをした。
	バスケットボール中、体育館の柱に指をぶつけ、ケガをした。
その他の活動中のケガ	工作中にはさみで指を切った。
	水道の蛇口に頭をぶつけ、ケガをした。
	子ども同士のけんかでケガをした。
	帰り道に石につまずいてケガをした。

《賠償責任保険》

事故時の活動	事故の状況
対人の事故	子ども同士で遊んでいるとき、ふざけて背中を押したところ、相手の子の腕が壁にぶつかり負傷させてしまった。
	突然、他の子どもに抱きついたところ、相手の子が驚いて転倒し、負傷させてしまった。
対物の事故	子ども同士がぶつかり、眼鏡を破損した。
	蹴ったボールが窓ガラスにあたり、窓ガラスを破損した。



問い合わせ先
 《わくわく☆ひろば・一般登録に関すること》
 北区教育委員会事務局学校地域連携担当課
 TEL 03-3908-9361
 《学童クラブに関すること》
 北区子ども家庭部子育て支援課
 TEL 03-3908-9097